

議案第84号

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年備前市
条例第22号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業」を「その
者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務」に、「の属する年度の翌年度の
末日までに」を「から2年以内に当該研修を」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第84号参考資料

備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものの<u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつた日(当該日が2以上あるときは、最も遅い日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>	<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものの<u>(次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなつた日(当該日が2以上あるときは、最も遅い日)の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p> <p><u>(職員に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第11条第2項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</u></p>